

高齢者虐待防止に関する指針

コミュニティ NS 合同会社

ひなた訪問看護ステーション

ひなた居宅介護支援事業所

1. 虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者虐待防止法（目的 法第 1 条）に基づく基本方針

高齢者の尊厳保持のために虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的としている。当事業所は、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、すべての職員がこれを認識し本指針を遵守して地域の高齢者福祉の増進に努めるものとする。

1-1 高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を 65 歳以上の者と定義している。（第 2 条第 1 項）ただし、65 歳未満の者であっても養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービス提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従業者等による虐待に関する規定が適用される。（第 2 条第 6 項）。

また、高齢者虐待を、①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設従業者等による高齢者虐待に分けて定義している。

1-2 養護者による高齢者虐待

養護者とは「高齢者を現に養護するものであって養介護施設従業者等以外のもの」とされており金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者。（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当する。また同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養介護者に該当する場合がある。

1-3 虐待の防止

居宅基準第 37 条の 2 は、虐待の防止に関する事項について規定したものである。

虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定訪問介護事業者は虐待防止のために必要な措置を講じなければならない。

虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下、「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待防止に関する措置を講じるものとする。

①虐待の未然防止

指定訪問介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

②虐待の早期発見

指定訪問介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）をとる。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届け出について、適切な対応をすること。

③虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり。指定訪問介護者は当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めること。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

2. 虐待の種類

- ① 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ② 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること
- ⑤ 経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

第16条 虐待防止責任者は、施設内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置しなければならない

- (1) 虐待防止委員会は、虐待発生時開催しなければならない。
- (2) 虐待防止委員会の委員長は、虐待対応責任者とする
- (3) 委員長が必要と認める場合は、第3者委員に虐待防止委員会への参加を求めることができる
- (4) 虐待防止委員は、日頃から虐待防止の啓発に努めなければならない
- (5) 定期委員会は、主に組織体制や研修など運営に関する事柄を扱い、臨時委員会は発生した虐待事例について随時対応するものとする
- (6) 定期委員会は、主に次の事項について検討する。
 - ① 委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ② 虐待防止のための指針に整備に関すること
 - ③ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制に関すること
 - ⑤ 職員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑦ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- (7) 臨時委員会は養護者（利用者の家族等）による虐待や職員による虐待が疑われる場合、もしくはその職員その他の関係者から虐待通報や虐待に関する相談がなされた場合に速やかに開催し、主に次の事項について検討する。
 - ① 問題とされる事実の確認
 - ② 問題とされる事実の評価（虐待認定）
 - ③ 虐待認定した場合の市町村への通報
 - ④ 虐待認定しない場合の組織的対応の検討
 - ⑤ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑥ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- (8) 委員会で協議し決定した事項は、職員全員に周知徹底する
- (9) 委員会の議事録のうち個別事例に関する部分については、秘匿性の高い情報を扱うため原則非公開とし、法令の定めにより開示すべき場合にのみ対応する。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

第 15 条 虐待対応責任者は、虐待防止啓発のための職員研修を定期的に行なう必要がある。

(1) 研修は業務に携わる職員以外の職員にも行うものとする。

(2) 職員に対する虐待防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年 1 回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。

5. 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

5-1 (1) 相談・報告を受けた場合、速やかに委員会に報告し、原則として臨時委員会を開催する

(2) 相談者や通報者の特定に資する情報は保護され、虐待者等に知られてはならない

5-2 虐待を発見した場合の対処方法・指示系統

(1) 高齢者虐待防止法に定める虐待を受けたと思われる高齢者を発見した時は、速やかに関係機関と連携し高齢者の生命・身体・財産の保護に努める

(2) 虐待が起きたことが明らかな場合や、被害が深刻であるなど緊急性が高い場合、「虐待を受けたと思われる」場合は適時委員会を通す必要はなく、直ちに高齢者虐待の窓口（各区高齢・障害支援課）に通報すること。

(3) 虐待の有無が不明である場合や、虐待と認定すべきかわからない場合は、適時委員会に速やかに報告相談すること。

5-3 通報と守秘義務

(1) 通報と守秘義務に関する基本方針

情報提供は守秘義務違反には該当しない

高齢者虐待の相談・通報は、秘密漏示やその他の守秘義務法規によっては妨げられないとされている（法第 7 条第 3 項）。虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても、上述の秘密漏示や守秘義務違反に問われることはない。個人情報保護法による制限も、高齢者虐待の相談・通報には適用されないと解されている。

6. 成年後見人制度の利用支援に関する事項

虐待防止と権利擁護の観点からは、以下のような状況に応じて成年後見制度を活用することも必要である。虐待者が家族の場合は、後見申立てを期待できないため、他

の4親等内の親族を調査するか、行政に対し市町村長による申立てを積極的に求めることとする。

(1) 身体的虐待や不作為による虐待（ネグレクト）等が原因で、老人福祉法上の措置により特別養護老人ホームなどに入所させたが、被虐待者が認知症等である場合

(2) 認知症の被虐待者が親族等から経済的虐待を受けている場合

(3) 虐待を受けておらずとも、独居等身近に保護者となるものがない認知症者が詐欺や押し売り等の被害に遭い、又は被害に遭うであろうことが予想される場合

(4) 虐待を受けておらずとも、独居等身近に保護者となるものがない認知症者が自身の生活環境を維持できず、生命の維持が危ぶまれる状態となることが予想される場合（セルフ・ネグレクト）

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1) 虐待通報後、虐待者からの問い合わせや苦情が来た場合は委員会に報告し、以後委員会において対応する。この時、通報者の氏名を聞かれても開示してはならない。

(2) 虐待通報後、虐待者から恫喝等違法な行為をされた場合は、速やかに警察に通報し毅然と対処する。

(3) 養護者が虐待者である場合は、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は利用者・家族や関係機関がいつでも閲覧できるよう事業所内に掲示し、またホームページに掲載する。

9. その他虐待の防止の推進のための必要な事項

本指針に掲載のない対応マニュアル等の詳細については、神奈川県高齢者虐待防止対応マニュアルに基づいて対応する。

附則 本指針は令和7年4月1日より施行する。